



掲載位置については、ローテーションでの表示となります。

イメージは実際の画面とは異なります。また、予告なく大幅にイメージが変更になる場合があります。

i Menu Top画面からの検索結果に応じた広告を掲載する商品です。週に1,000万人以上のユニークユーザが利用する他のモバイルサイトにはない抜群の集客力を誇る媒体で、ユーザのニーズにマッチした訴求はもちろん、潜在的な見込み客にも効果的にリーチすることが可能です。

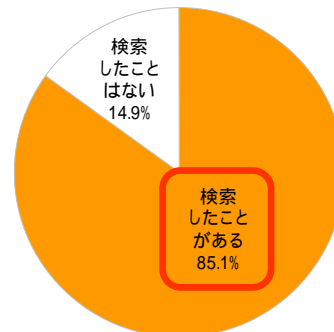
DATA | FOMA契約者数:4,828万 (2009.2.)

PR |

- * 関心度の高いユーザへ訴求可能
- * ローテーション表示による確実な掲載
- * クリック課金制なので費用対効果がより明確
- * 独自の「クリック不正検知機能」

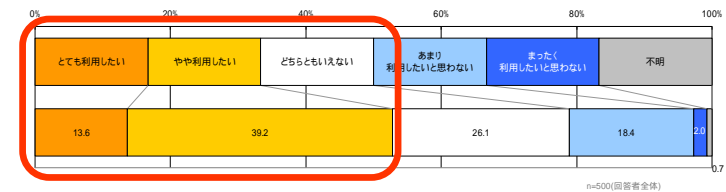
携帯検索サイト利用経験

大半(85%)が「検索したことがある」



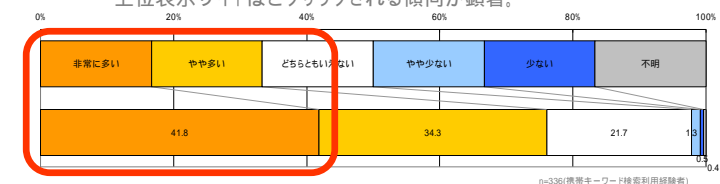
モバイル検索サイト利用意向

「とても利用したい」14%、「やや利用したい」39%と、利用意向者53%が非利用意向者20%を大幅に上回る。



キーワード検索結果上位サイトのクリック頻度

「非常に多い」42%、「やや多い」34%と7割近くが「多い」と回答。上位表示サイトほどクリックされる傾向が顕著。



(調査概要)
 調査実施期間: 2006年12月11日 - 2006年12月17日
 調査方法: 郵送調査
 調査対象者: 株式会社ビデオリサーチ 定性モニターのうち、16歳以上の男女かつNTTドコモユーザ
 回収サンプル数: 550サンプル
 回収サンプルはウエイトバックを行い、サンプル数 500 (男性: 50%、女性50%)に調整



掲載位置については、ローテーションでの表示となります。

イメージは実際の画面とは異なります。また、予告なく大幅にイメージが変更になる場合があります。

PR

- * 人気ワードをパッケージ
検索連動広告で人気のワードをセレクト。ワード選定に悩むことはありません。
- * 定額クリック課金制、ローテーション掲載
クリック課金額は期間中常に一定。途中の入札・順位コントロールは全く必要ありません。ローテーション掲載の為、確実に掲載されます。

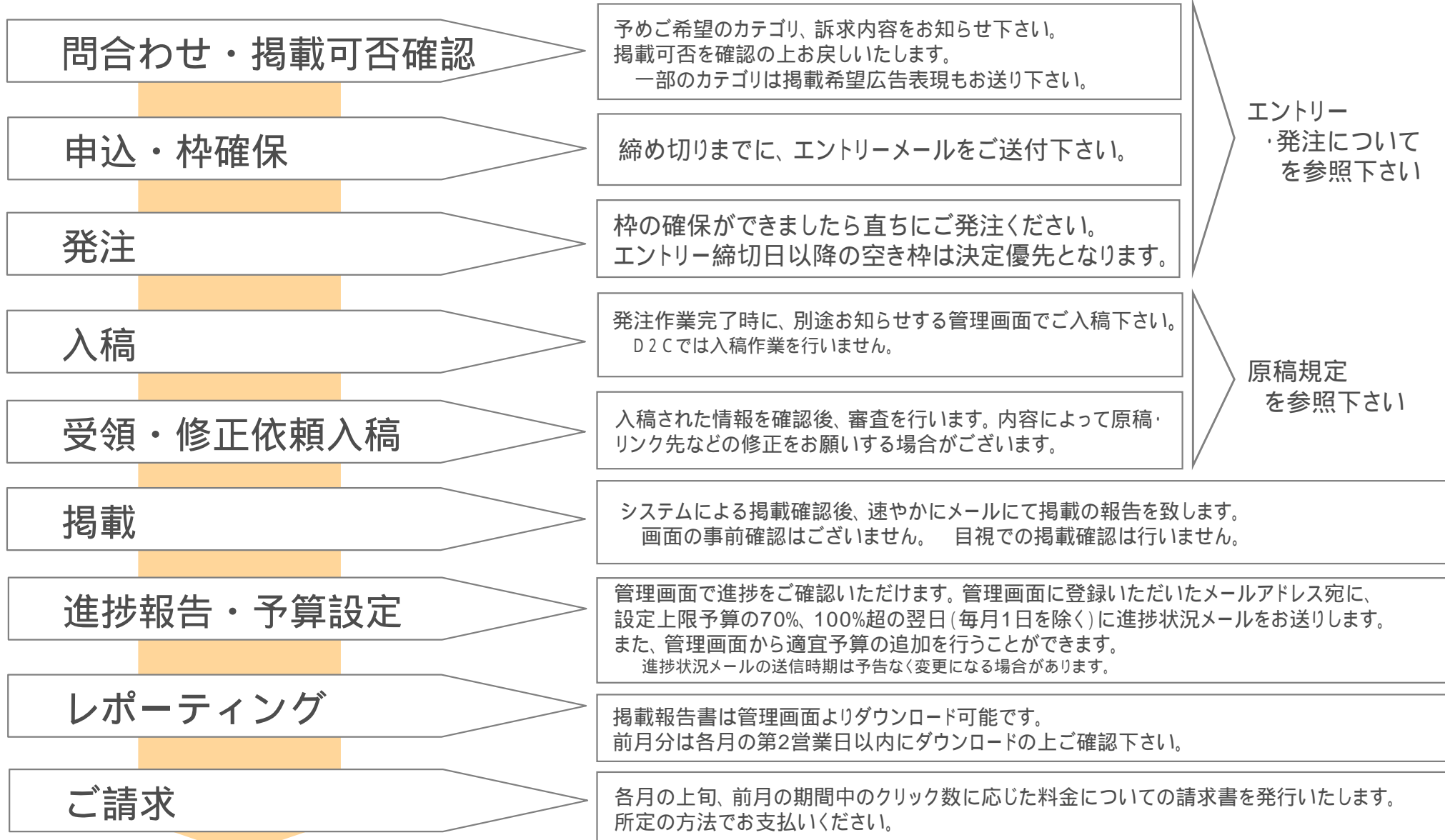
商品概要

- 【対象広告主様】iモードメニューリストサイト(公式サイト)様のみご掲載頂けます**
- 【掲載期間】** 2009.6.1. 0時() ~ 2009.7.31. 24時
一部カテゴリは6.1.午前中の開始になる場合があります。
- 【料金】** クリック課金制(カテゴリ毎の単価制)
予算上限額の設定が可能です。受注後の下方修正はできません。
1発注あたりの最低予算10万円より発注いただけます。
1ヶ月間の課金合計額が1万円未満の場合、請求額は1万円に切り上げます。
- 【対象カテゴリ】** 「カテゴリー一覧」参照
- 【枠数】** 「カテゴリー一覧」参照
- 【掲載面】** i Menu 検索結果画面 (左イメージ参照)
- 【掲載端末】** FOMAのみ
- 【原稿仕様】** テキスト(「原稿規定」参照)
- 【入稿締切】** 掲載開始7営業日前
- 【原稿差替】** 可(月内3回まで。D2C営業日のみ対応可。差し替え時刻の指定はできません。希望日の4営業日前までに入稿登録ください。)
- 【掲載形式】** ローテーション

備考

- ・ 広告掲載可否については、事前に弊社営業までお問合せください。
- ・ システム上、他のD2C検索連動広告商品の掲載が優先され掲載されない場合があります。
- ・ クリック課金商品につき、配信数、クリック数、掲載期間、設定した予算上限額の期間内の消化、期間中の連続的な掲載の保証はありません。
- ・ 料金は、連続掲載であっても月末日締め、月ごとのご請求となります。
- ・ らくら(ホン、キッズケータイなど、FOMAであっても「検索窓」がない場合があります。この場合、広告掲載は行われません。
- ・ 海外ローミング時には広告掲載されません。
- ・ 発注メールの受信をもって本セールスシート・出稿規約の内容についてご確認ご承諾いただけたものとします。

本商品はエントリー制です
(エントリー締切 4/24(金)正午 掲載可否確認締切4/22(水)正午)
詳細は「エントリー・発注について」をご確認下さい



エントリーについて

- i Menu検索連動広告 - ベーシック はエントリー制です。
右記、エントリーメールフォーマットの内容に従って締め切りまでにエントリー願います。
なお、以下のエントリーは内容にかかわらず無効となりますのでご注意ください。
- ・弊社掲載可否判断がなされていない場合。
 - ・sales@d2c.co.jp以外のアドレスにエントリーを頂いた場合。
 - ・エントリーメールフォーマットの内容と異なる場合。内容を満たしていない場合。
 - ・同一クライアント様から異なる複数の広告会社よりエントリー頂いた場合。
 - ・その他、D2Cが不適当と判断した場合。

掲載可否確認について

- ・エントリー・発注にあたっては事前に掲載可否確認が必要です。
掲載不可及び未確認の場合はエントリー・発注することができません。
- ・確認済みであっても、異なるカテゴリーへ掲載を希望する場合、リンク先サイトや訴求内容が変更された場合は、都度、掲載可否確認が必要です。
- ・掲載可否確認にあたっては指定のフォーマット(xls)に記入の上お送り下さい。
(詳細はD2C営業まで確認下さい。)

発注について

- エントリーの結果、枠の確保ができましたら直ちにご発注下さい。
以下の場合、自動的に枠をリリースいたしますのでご注意ください。
- ・エントリー結果をお戻し後3営業日以内にご発注いただけない場合。
 - ・エントリー時の情報と異なる発注の場合(クライアントの差替え含む)。
 - ・発注メールフォーマットの内容と異なる場合。内容を満たしていない場合。

その他

- ・エントリー・発注時の予算は2ヶ月分合計でご指定下さい。
月単位での上限設定が必要な場合は加えてその旨指定下さい。
月単位の指定が特にない場合は、月にかかわらず一括指定とみなします。
- ・月単位での予算設定をされる場合、各月の上限予算は同額でご指定下さい。
- ・原則としてカテゴリー単位の予算設定はできませんのでご了承下さい。
発注毎での予算指定は可能です。
- ・掲載期間内に指定した予算に対して達した場合は掲載を終了します。
掲載終了をもって掲載枠は自動的にリリースになります。

メールフォーマット

エントリー

宛先: sales@d2c.co.jp
件名:【検索エントリー】 広告主名 / カテゴリ名 / 6-7月

本文:

【広告主】 株式会社 (正式名称)
【広告会社】 株式会社 (正式名称)
【申込みメニュー】 i Menu検索連動広告 ベーシック
【掲載カテゴリ・枠数】 おでかけ 1枠、旅行・宿 1枠
【掲載期間】 2009/6/1 - 2009/7/31
【上限予算】 万円 (2ヶ月分)
【備考】
【想定広告表現または訴求内容】 (カテゴリとの相関性の判断に必要です)
【リンク先URL】 <http://www.xxx.co.jp/i/>
アップがまだの場合はアップ予定日
【連絡先】 部課、担当者名、電話、E-mail

発注

宛先: sales@d2c.co.jp
件名:【検索発注】 広告主名 / カテゴリ名 / 6-7月

本文:

【広告主】 株式会社 (正式名称)
【広告会社】 株式会社 (正式名称)
【申込みメニュー】 i Menu検索連動広告 ベーシック
【掲載カテゴリ・枠数】 おでかけ 1枠、旅行・宿 1枠
【掲載期間】 2009/6/1 - 2009/7/31
【上限予算】 万円 (2ヶ月分)
【備考】
【想定広告表現または訴求内容】 (カテゴリとの相関性の判断に必要です)
【リンク先URL】 <http://www.xxx.co.jp/i/>
アップがまだの場合はアップ予定日
【連絡先】 部課、担当者名、電話、E-mail

株式会社ディーツーコミュニケーションズ(以下、「D2C」という)が運営し、または、D2C以外の他社によって運営されD2Cが取り扱う検索連動広告媒体(以下、「D2C媒体」という)への広告掲載(総称して以下、「本サービス」という)に関して、広告会社または広告主は本規約の各条項を遵守するものとする。

第1条(本規約の目的)

本規約は、広告主又は広告会社がD2C媒体に広告を掲載する際の基本的合意事項と諸条件とを明らかにし、D2Cと広告主及び広告会社との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とする。

第2条(定義)

本サービスにおいて使用される用語の意味は、以下の通りとする。

- 1 「取引会社」とは、D2Cが本規約に基づき直接取引する広告会社または広告主をいう。
- 2 「広告媒体」とは、広告掲載に利用される媒体をいう。ここでは、D2C自ら運営する、または、D2C以外の他社によって運営される、モバイルインターネット上や一般利用者の端末で実行されるアプリケーション(以下「アプリ」)上に存在する広告表示のスペースをいう。
- 3 「広告配信」とは、広告ウェブサーバ、アプリ(以下、「サーバ等」という)から「広告媒体」に対して、広告主の広告情報がテキスト・図形・画像等に表現されるよう記述した情報を送信することをいう。
- 4 「リンク」とは遷移先たる広告主サイトの位置情報を一般利用者の端末に対して送信することをいう。
- 5 「広告掲載」とは、広告配信およびリンクを総称していう。
- 6 「広告配信数」とは、サーバ等にて記録された「広告配信」を行った回数をいう。
- 7 「リンク数」とは、サーバ等にて記録されたリンクを行った回数をいう。「クリック数」も同義である。

第3条(本サービスの利用条件)

- 1 取引会社は、以下の各号に該当するサイトについて、本サービスを利用できないことを確認するものとする。
 1. 通信販売店で「特定商取引法」に基づく表示がなされていないサイト
 2. ねずみ講、マルチ商法やそれに類する内容のサイト
 3. 他人の権利を侵害しまたは侵害する恐れのあるサイト
 4. アダルトサイトや出会い系サイト
 5. 公序良俗に反する、または法律違反を助長するサイト
 6. 他人に不利益を与えるサイト
 7. その他D2Cが不適当と判断するサイト
- 2 取引会社は、本サービスからの遷移先たる広告主のサイトにおいて、一般利用者の個人情報(「個人情報」とは、広告枠に掲載された広告を通じて取引会社が直接・間接を問わず取得した、第三者(個人及び法人)の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種パスワードをはじめとする、第三者の属性に関する一切の情報を言う。)を収集する場合、これに対する不正アクセス、盗聴、データの改ざん等を防止するために必要な技術的措置(SSL通信・サーバの要塞化等)を講じるものとする。なお、D2Cが本サービスの機能を利用して、広告主の個人情報収集を代行している場合はその限りではない。
- 3 取引会社は、本サービスに関連してユーザーまたはその他関連する第三者が何らかの意思を示した場合は、掲載開始から掲載終了後であっても、その対応を行うものとし、当該対応についてD2Cが何ら協力する義務を負わないことを了承するものとする。
- 4 本規約に基づく取引会社が広告会社である場合、当該広告会社は、あらかじめ自己の取引先である広告主に、本規約の内容を遵守させるものとする。

第4条(損害賠償責任)

- 1 取引会社は、自己の判断と責任において本サービスを利用することを確認する。
- 2 本サービスにかかるシステム・通信機器設備に支障が生じた場合又は広告掲載に何等かの障害が発生した場合、D2Cは取引会社に対して何等責任を負わない。但し、D2Cの故意・過失によって、広告掲載に不備が生じた場合において、クリック数に応じ課金される商品の場合は不備が生じたクリックについての課金請求を行わないこととする。これによって、当該損害賠償責任、取引会社に生じた特別損害および逸失利益その他一切の損害について、D2Cは免責されるものとする。
- 3 前項の各事由が生じた場合といえども、適切に配信された広告掲載については、D2Cにその費用を請求する権利がそのまま留保されるものとする。

第5条(掲載中止)

本サービスにかかる広告掲載にあたって、以下の各号に定める事象が発生した場合、D2Cは当該広告の広告掲載を取引会社への通知無く中断又は中止若しくは内容を変更することがあるものとし、取引会社は当該月にクリックされた回数に応じた課金額を滞りなく支払うこと、およびD2Cがかかる事由に対し何等責任を負わないことを承諾する。

- ・ 広告主サイトへの遷移が正常に行われない場合
- ・ 広告主サイトへの遷移が困難(サーバダウン・ネットワーク障害)である場合
- ・ 掲載内容の不備又は第三者からの掲載内容等に関する苦情があり、これによりD2Cが広告掲載を継続することが困難であると判断した場合
- ・ サーバ等にてメンテナンスを行う必要がある場合
- ・ その他D2Cが不適切であると判断した場合

第6条(審査)

前条に拘わらず、D2Cが、掲載終了までにサイトを掲載不適切と判断する事態が発生した場合、または事前審査での内容と掲載期間中の内容が相違して不適切と判断した場合は通知なく(掲載を停止するとともに、取引会社は発注時にD2Cに提示した予算上限金額の100%を滞りなく支払うものとする。ただし、予算上限金額の指定なき場合は、100万円または当該月にクリックされた回数に応じた課金額のいずれかのうち、多い額とする。

第7条(連絡先)

本規約に基づく取引会社が広告会社である場合、広告会社は、本サービスにかかる緊急連絡先をD2Cに明示するとともに、当該サービスにかかる基本契約の有効期間中随時D2Cの広告主に対する緊急連絡の要否について調査、判断し、これを必要と判断した場合には、すみやかに広告主の連絡先をもD2Cに対して明示するものとする。

第8条(広告媒体の変更)

D2Cは、取引会社への事前の通知または承諾を要することなく、広告媒体について追加または削除するなどの変更、及び既に広告掲載のある広告媒体においても掲出位置、意匠または掲出方法等の変更を行うことができる。D2Cは、これら変更によって生じたクリックについても取引会社の承諾を得ることなく(課金および請求する権利を有するものとする。

第9条(クリック数の根拠)

本サービスにおいて、クリック数に応じて課金する商品の場合、D2Cが正当と認めたクリック数について課金および請求することができるものとする。

第10条(管理画面の利用)

- 1 取引会社は本サービスの利用にあたり、D2Cが予め指定するウェブサーバ(以下 管理画面)を利用することとする。
- 2 管理画面の利用にあたって必要な機器、通信手段等は取引会社の責任において用意する。管理会社はそれらが管理画面の各種機器・機能を妨害、破壊、制限する恐れがないよう適切に管理することとする。
- 3 管理画面の利用に必要なログインID、パスワード、キャンペーンID、認証コード等(以下ID等)はD2Cより通知する。ID等の管理は取引会社の責任において行なうものとし、万が一、ID等を紛失、漏洩した場合には直ちにD2Cに報告するものとする。ID等を紛失、漏洩したことにより生じた損害については、全て取引会社負担とする。
- 4 管理画面の利用は取引会社自らの責任において行なうものとする。利用によって生じた一切の損害および逸失利益について、D2Cは一切の賠償責任を負わない。
- 5 取引会社は管理画面の利用にあたり、管理画面の各種機器・機能を妨害、破壊、制限するような行為を行ってはならない。利用に起因しD2Cに損害が発生した場合、取引会社は当該損害を賠償することとする。
- 6 D2Cは予告なく管理画面の機能を変更、停止または中止することができる。変更、停止または中止した場合にも、D2Cは取引会社に対して一切の責任を負わないものとする。

第11条(キャンセル)

本サービスにおいて、エントリー後の枠確定以降のキャンセルは原則受付けないものとする。止むを得ない理由でキャンセルを受理する場合については、D2Cの責による場合を除き有償とし、その金額は掲載予定料金の100%とする。クリック数に応じて課金する商品の場合は、エントリー時に取引会社より指示のあった予算上限額を掲載予定料金とし、予算上限の指定なき場合は、100万円または当該月にクリックされた回数に応じた課金額のいずれかのうち、多い額とする。

第12条(広告掲載報告書)

- 1 D2Cは、原則として、予め定めた条件により広告掲載が終了した日以降、もしくは、広告掲載が複数月に跨る場合はその広告掲載月毎に当該月末日以降、直ちに取引会社に対してメール等にて広告掲載報告書を送付するものとする。広告掲載報告書の掲載内容はD2Cが別途定めるものとする。
- 2 取引会社は、広告掲載報告書の受領後、すみやかにその内容についての確認を行うこととする。D2Cが広告掲載報告書を送付した日から2営業日経過後は、取引会社は内容に同意したものとみなされる。

第13条(本規約の変更)

D2Cは、取引会社への事前の通知または承諾なくして、本規定または本規定にかける別紙の全部または一部を変更することができるものとする。継続的に広告掲載を行う場合においては、変更後に広告掲載を行った時点で取引会社は新規約に同意したものとみなす。

第14条(本規定の適用)

本規定は、2009年2月27日より適用するものとする。